

【第2章】 全体構想

- 1 全体構想のねらい・構成
- 2 都市づくりの基本理念
- 3 都市づくりの目標
- 4 将来の都市の骨格
- 5 都市づくりの基本方針

Chapter 2

第2章

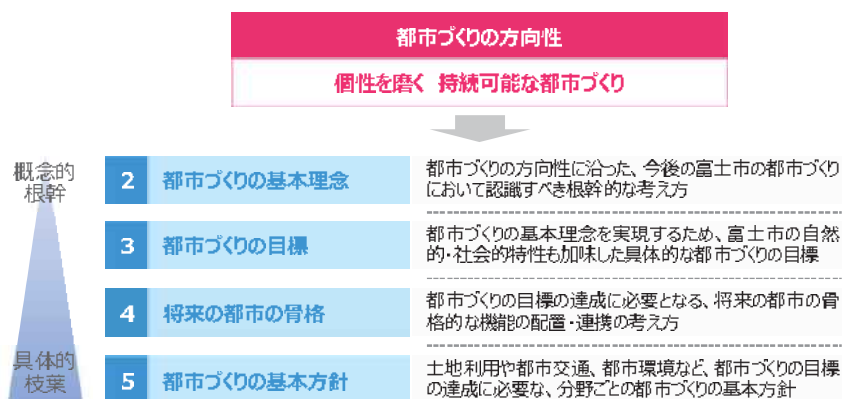
全体構想

1 全体構想のねらい・構成

全体構想は、近年の社会・経済情勢に加え、本市の現状や市民意向などから導かれた課題・方向性を踏まえ、今後の都市づくりの考え方を全市的・長期的な観点で定めたものです。

都市には、様々な人が暮らし、働き、訪れます。このような中で都市づくりを進めていくためには、都市に関わるすべての人が、本市が目指す都市の姿や都市づくりの目標について理解し、共有することが必要です。

このため、全体構想は、将来の本市の都市づくりの考え方について段階的に理解を深めることができるよう、概念的な考え方から具体的な考え方へ、また根幹の考え方から枝葉の考え方へと移行していくよう構成しています。



全体構想の構成と概要



2 都市づくりの基本理念

都市づくりの方向性に沿った、今後の都市づくりにおいて認識すべき根幹的な考え方を、都市づくりの基本理念として設定しました。

都市づくりの基本理念

**富士山とともに輝き
誰もが住みたい・住み続けたいと
思える都市づくり**

霊峰富士の麓に位置する本市は、温暖な気候や豊富な地下水、また肥沃な大地など、富士山の豊かな恵みのもとに生活が成り立ち、今日まで大きな発展を遂げてきました。

本市が今後も都市として持続し、発展するためには、社会・経済情勢等の動向が大きく変化しても、そこに人が住み続け、様々な都市活動が行われていることが大前提となります。

これには、輝き続ける富士山とともに、本市が有する個性や魅力を更に磨き上げ、都市の新たな価値を見出しながら、これまで以上に誇りと愛着を持って安全・安心・快適に暮らし続けることができる効果的な取組に挑戦するなど、本市に関係する多くの人が「住みたい・住み続けたい」と確信できる都市づくりへの持続的な追求が必要です。

このため、都市づくりの基本理念を「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」と設定しました。

<富士市都市計画マスタープランとSDGsとの関係>

持続可能な開発目標であるSDGsは、目標達成に必要な17のゴールが設けられており、本市では、「富士市SDGs未来都市計画」において、「富士山とともに輝く未来を拓くまち ふじ」を2030年のあるべき姿とし、経済・社会・環境のそれぞれの側面から、17のゴールに向けた具体的な取組を定めています。

都市づくりの基本理念を「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」と定めた本マスタープランは、SDGs 17のゴールのうち、まさに11番目のゴールである「住み続けられるまちづくりを」の考え方そのものであると言えます。また、社会・経済情勢が大きく変化する中、都市づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働による取組が重要かつ不可欠であることから、17番目のゴールである「パートナーシップで目標を達成しよう」の考え方が必要です。

本マスタープランでは、SDGsの達成に向けた目標のうち、「住み続けられるまちづくりを」と「パートナーシップで目標を達成しよう」を軸としながら、経済・社会・環境の観点から関連する目標の達成に向けた都市づくりを推進します。



3 都市づくりの目標

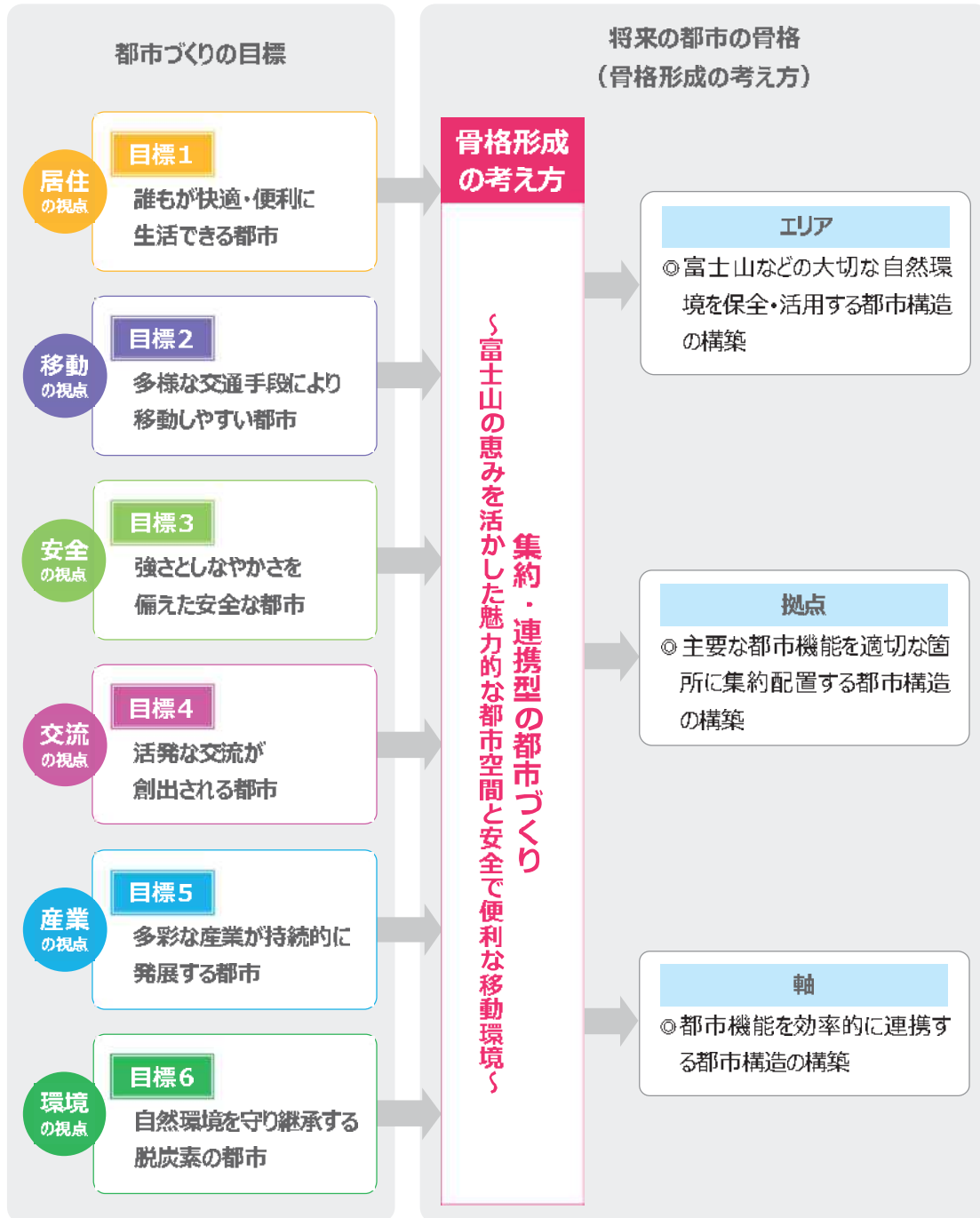
基本理念である「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」の実現に向けて、課題で整理した「居住」、「移動」、「安全」、「交流」、「産業」、「環境」の6つの視点から、具体的な都市づくりの目標を設定しました。



都市づくりの目標の体系

4 将来の都市の骨格

基本理念に基づく目標の達成に向けた基本的な土地利用のあり方や、主要な都市機能の配置・連携のあり方を、本市の将来の都市の骨格として設定しました。



将来の都市の骨格の体系

4-1 都市の骨格形成の考え方

「基本理念」及び「都市づくりの目標」の実現を目指すため、土地の基本的な使い方や都市機能の集約と連携のあり方など、将来の都市の骨格となる要素を将来都市構造として設定しました。

都市の骨格形成の考え方

集約・連携型の都市づくり

～富士山の恵みを活かした魅力的な都市空間と安全で便利な移動環境～

人口減少時代においても暮らしの質等を維持するため、各都市の拠点等に生活サービス施設や住宅を誘導・集約するとともに拠点間等を公共交通でつなぐコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりが全国的に行われています。

さらに、国は、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指し、多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図りつつ、デジタルを活用した場所や時間の制約を克服する多面的なネットワーク化による、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を国土構造の考え方として示しています。

本市では、これまで「富士山の恵みを活かした、集約・連携型のまちづくり」を都市の骨格形成の考え方として、多様な土地利用施策や公共交通施策等に取り組んできました。

しかしながら、本市を取り巻く社会・経済情勢は未だ変化を続けており、特に、新型コロナウイルスの感染拡大は、新たな生活様式の必要性・重要性について考えさせられる大きな出来事となりました。

都市づくりの方向性において定めた「個性を磨く 持続可能な都市づくり」に向け、「暮らしたくなる」、「働きたくなる」、「訪れたくなる」、「投資したくなる」都市を実現するためには、大きく変化する社会・経済情勢や人口減少下の厳しい財政状況を踏まえ、本市が有するストックや地域資源を有効活用しながら、更なる都市機能の集約と質の向上を図ることが必要不可欠です。

すなわち、都市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化しても、これまでの「集約・連携型の都市づくり」の考え方は変わりません。

本市では、全国各地で沸き起こる「対流」を的確に呼び込むとともに、社会・時代の要請に応える多様な暮らし方・働き方・移動を実現するため、魅力ある都市空間の形成や安全で便利な移動環境の創出に加え、生活の快適性や利便性を一層高めるためのデジタル技術の活用等に取り組み、これまで以上に「集約・連携型の都市づくり」を確固たるものにしていきます。

～富士市の将来イメージ～

新富士インターチェンジ周辺

新東名高速道路の新富士インターチェンジ周辺では、土地区画整理事業も終わって流通業務地が完成し、多くの企業が立地しています。

また、インターチェンジに近い地域では、広域交通利便性を活かした産業立地も進み、多くの市民の「新たな働く場」として選ばれています。



富士総合運動公園周辺

富士山のふもと、市民のスポーツ・交流の場として多様な運動施設が立地する富士総合運動公園では、新たに総合体育館が整備されるなど、運動公園としての機能が充実しています。

また、周辺には民間の複合スポーツ施設もあり、若者から高齢者まで市内外のスポーツを楽しむ多くの人で賑わっています。



富士見台地区周辺

地域生活の中心地として、路線バス等の公共交通が充実している富士見台地区周辺では、ICTやMaaS等の新しい技術・サービスが導入され、公共交通の乗り換え拠点としての機能・利便性が格段に向上しています。

また、空き地や空き家等の新しい活用が進み、充実した地域コミュニティによる暮らしやすい環境が整っています。



富士駅周辺

富士駅周辺では、市街地再整備事業によって、商業施設や住宅が入る複合ビルができ、多くの人々が利用しています。

また、新たに整備された道路・駅前広場等と、富士山が調和したまちなみにより、質の高い公共空間が生まれています。ここでは多くのイベント等が開催され、老若男女が集う都市活動の中心地として、絶えず賑わっています。

さらに、まちの案内やお役立ち情報、防災情報などを誰もが簡単に取得できるデジタル空間が展開され、まち全体の価値が高まっています。



新富士駅周辺

新幹線駅である新富士駅の周辺では、土地区画整理事業により、ホテル等の商業施設も充実しています。そのため、富士山や周辺エリアの観光周遊等の拠点として国内外の観光客が多く訪れ、賑わっています。

また、多様なライフスタイル・ワークスタイルに応じた住宅や、子育て・高齢者支援施設もでき、定住人口が増加しています。



集約・連携型の都市づくり

～富士山の恵みを活かした魅力的な都市空間と安全で便利な移動環境～

本市では、全国各地で沸き起こる「対流」を的確に呼び込むとともに、**社会・時代の要請に応える多様な暮らし方・働き方・移動**を実現するため、**魅力ある都市空間の形成**や**安全で便利な移動環境の創出**に加え、生活の快適性や利便性を一層高めるための**デジタル技術の活用等**に取り組み、これまで以上に「集約・連携型の都市づくり」を確固たるものにしていきます。

※イラストはイメージです。

4-2 将来の都市の骨格

(1) エリア：土地利用の最も基本的な考え方

◎ 富士山の恵みを守り、活かす都市構造の構築

富士山をはじめとする自然環境の保全を図りつつ、豊かで住みよい生活環境の確保と市域の均衡ある発展を促進する都市構造を構築します。

保全のエリア

保全のエリアとは、森林の持つ多面的機能を最大限に享受できるよう、積極的に自然環境の保全を図るエリアです。

厳格な法規制等により開発を抑制し、富士・愛鷹山麓の自然環境を保全しながら、地域の発展、活性化に向けた適正な自然の利用を図るため、富士箱根伊豆国立公園及び静岡県愛鷹山自然環境保全地域を含む本市北部にエリアを設定しました。

保全と共生のエリア

保全と共生のエリアとは、自然環境と農林業の生産機能等を適切に維持できるよう、森林や農地を保全しながら既存の住宅地などとの共生を図るエリアです。

自然環境の保全と創造及び自然の節度ある利用を図り、特色ある農業の振興や人と自然との交流を促すふれあいの場の創出を図るため、岩本山や浮島ヶ原等の市街化調整区域にエリアを設定しました。

共生のエリア

共生のエリアとは、人と環境にやさしいゆとりある都市づくりを進められるよう、自然環境と都市環境の調和・共存を図るエリアです。

自然的土地利用との調整のもとに、効率的な土地利用を推進し、民間活力による産業施設等の立地誘導やスポーツや健康を通じた交流拠点の形成を図るため、東名高速道路と新東名高速道路との間の市街化区域等にエリアを設定しました。

都市活動のエリア

都市活動のエリアとは、環境負荷の低減を目指しつつ、良好な市街地環境を創出できるよう、魅力ある都市環境・住環境の形成、産業の集積、潤いある定住地の確保等を図るエリアです。

住居系・商業系・工業系の用途区分に応じた適切な土地利用への誘導や地域の状況に応じた都市基盤、生活環境の整備を推進し、誰もが快適で利用しやすい賑わいのある都市空間の形成を図るため、本市南部の市街化区域等にエリアを設定しました。

(2) 拠点：都市機能配置の考え方

◎ 主要な都市機能を適切な箇所に集約配置する都市構造の構築

都市活動を支える主要な都市機能を適切な箇所に集約し、そのメリットを活かした賑わいの創出や生活利便性の向上、また地域経済を支える産業の自立的発展・向上を促進するとともに、都市の拡散を防止する都市構造を構築します。



広域都市交流拠点

広域都市交流拠点とは、広域都市間の交流を促進する拠点です。

首都圏や名古屋都市圏等からのアクセシビリティを有効に活かし、高等教育や文化、商業等の広域都市機能の集約立地を進めるため、岳南広域の玄関口である新富士駅周辺に拠点を設定しました。

■ 新富士駅周辺



都市生活・交流拠点

都市生活・交流拠点とは、市民や来街者などあらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市の賑わいの中心地となる拠点です。

都市の中核機能と居住機能の集約を図るとともに、公共交通のターミナル機能や乗り換え機能の充実を図るなど、都市における生活・交流を促進するため、富士駅周辺及び吉原中央駅・吉原本町駅周辺に拠点を設定しました。

■ 富士駅周辺
■ 吉原中央駅・吉原本町駅周辺



まちなか

「まちなか」とは、市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一団の市街地です。

都市機能の集約を図りながら、生活利便性の向上や交流の促進に寄与する都市機能及び居住機能の立地を誘導するとともに、交通結節点の機能強化により移動の連続性を確保し、新たな「対流」を的確に呼び込むため、広域都市交流拠点及び都市生活・交流拠点を含む、本市の中心地を形成する市街地に「まちなか」を設定しました。

■ 広域都市交流拠点及び都市生活・交流拠点を含む中心市街地



地域生活拠点

地域生活拠点とは、地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場として多くの人で賑わう拠点です。

日常生活に必要な都市機能の集約や、周辺住宅地等への公共交通の乗り換え機能の充実を図るため、都市活動のエリアの鉄道駅周辺や共生のエリアにある富士見台、広見、入山瀬駅周辺、富士川駅周辺、吉原駅周辺及び岳南富士岡駅周辺に拠点を設定しました。

■ 富士見台
■ 広見
■ 入山瀬駅周辺
■ 富士川駅周辺
■ 吉原駅周辺
■ 岳南富士岡駅周辺

産業拠点

産業拠点とは、産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点です。広域交通利便性を有効に活用し、生産・物流・観光機能等の集約を図るため、新富士 IC 周辺、富士 IC 周辺、田子の浦港周辺、富士山フロント工業団地周辺に拠点を設定しました。

- 新富士 IC 周辺
- 富士 IC 周辺
- 田子の浦港周辺
- 富士山フロント工業団地周辺

ふれあい交流拠点

ふれあい交流拠点とは、人と自然のふれあい、また、スポーツやレクリエーションを通じて人と人との交流を深めるとともに、観光資源を活かした空間・景観の形成を図る拠点です。

市民や観光客等の交流による賑わいの創出や、地域の持つ魅力向上による都市レベルでの「対流」の促進を図るため、「まちなか」、岩本山、富士川、道の駅富士川楽座、富士山こどもの国、富士総合運動公園に拠点を設定しました。

- 「まちなか」
- 岩本山
- 富士川
- 富士川楽座
- 富士山こどもの国
- 富士総合運動公園

(3) 軸：都市・拠点・地域の連携の考え方

◎都市機能を効率的に連携する都市構造の構築

集約配置した都市機能を公共交通等でつなげることにより、過度に自動車に依存することのない、歩いて暮らすことのできる都市構造を構築します。また、円滑な産業活動を下支えするとともに、水や緑、歴史などの自然資源や観光資源が連携し、交流や賑わいを生み出す都市構造を構築します。

対流促進軸

対流促進軸とは、生活・ビジネス・観光などあらゆる面において、全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を積極的に呼び込むための軸です。

全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を呼び込む観点から、広域ネットワークとしての特性がより強い道路・公共交通体系として、高速道路や国道、東海道新幹線に軸を設定しました。

- 新東名高速道路
- 東名高速道路
- 西富士道路
- 国道1号、139号
- 東海道新幹線

都市連携・交流軸

都市連携・交流軸とは、広域及び隣接都市との連携・交流を促進する軸です。

広域ネットワークを形成する道路・公共交通体系として、高速道路、国道、県道及び鉄道路線等に軸を設定しました。

- 新東名高速道路
- 東名高速道路
- 西富士道路
- 国道1号、139号
- 県道富士由比線、鷹岡袖木線、三島富士線、富士清水線
- 東海道新幹線
- 東海道本線
- 身延線
- 田子の浦港を発着する海路



地域連携・交流基幹軸

地域連携・交流基幹軸とは、「まちなか」と地域との連携・交流を促進する軸です。

「まちなか」と地域生活拠点の配置及び連携を考慮した基幹的な道路・公共交通体系として、東海道本線、身延線及び基幹的なバス路線等に軸を設定しました。

- 東海道本線
- 身延線
- 岳南鉄道線
- 基幹的なバス路線



鉄道沿線まちづくり交流軸

鉄道沿線まちづくり交流軸とは、観光資源として交流を促進する軸、また鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸です。

本市固有の地域資源であり、既に多様な取組が行われている鉄道路線である岳南鉄道線沿線に軸を設定しました。

- 岳南鉄道線



「まちなか」にぎわい・交流軸

「まちなか」にぎわい・交流軸とは、「まちなか」において、連携・交流を強化し、連続性のある賑わいを創出する交流軸です。

「まちなか」の範囲と、「まちなか」に含まれる拠点の位置関係を踏まえ、吉原中央駅・吉原本町駅周辺～富士駅周辺～新富士駅周辺を結ぶ道路及び沿道も含めた空間を軸として設定しました。

- 吉原中央駅・吉原本町駅周辺～富士駅周辺～新富士駅周辺



うるおい環境軸

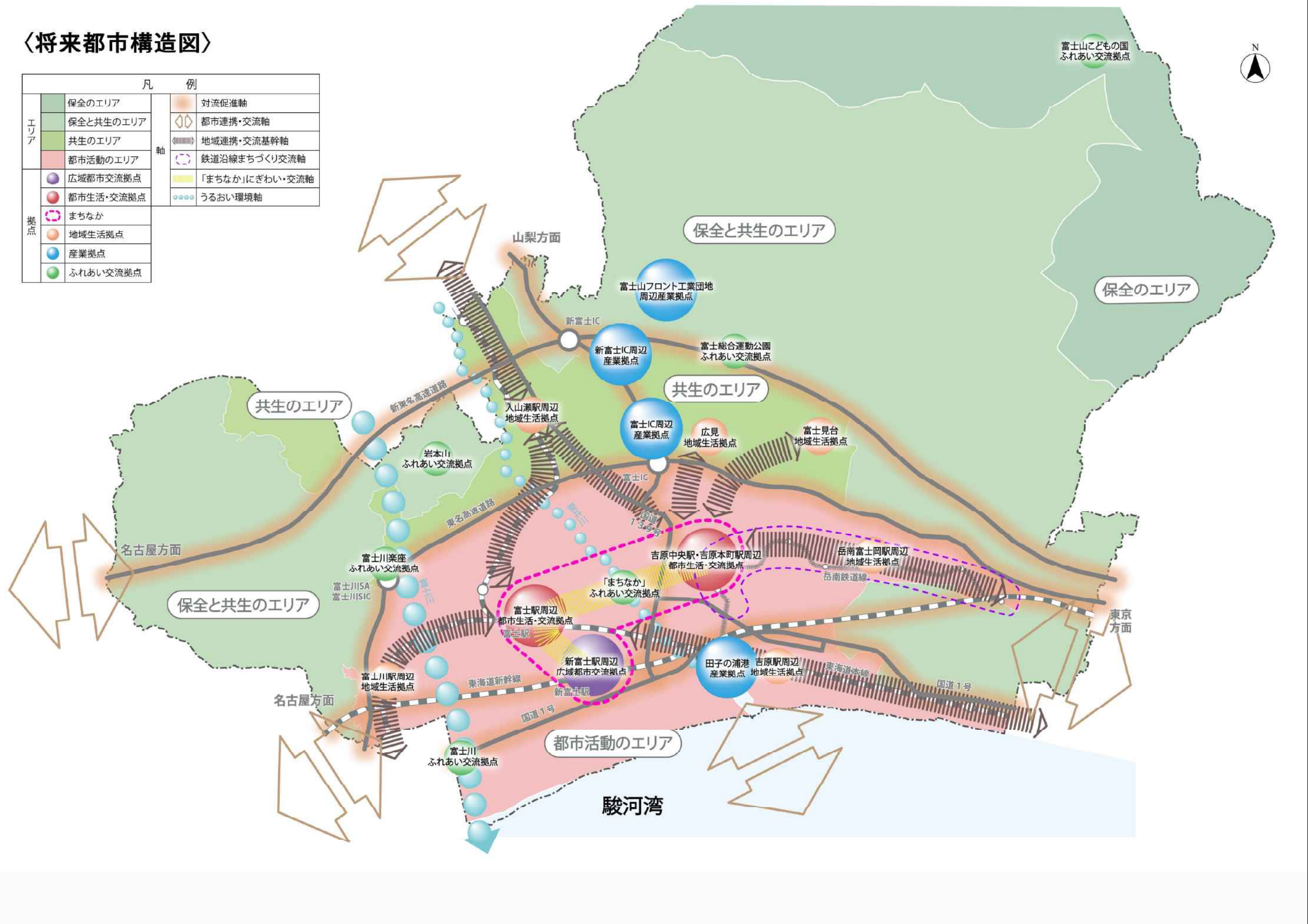
うるおい環境軸とは、本市における骨格的な水・緑が連続する空間です。

本市の骨格を形成するとともに、緑地等を有する河川として、富士川及び潤井川に軸を設定しました。

- 富士川
- 潤井川

〈将来都市構造図〉

凡 例					
エリア	緑色	保全のエリア	軸	茶色	対流促進軸
	黄緑色	保全と共生のエリア		二重線	都市連携・交流軸
	緑色	共生のエリア		三重線	地域連携・交流基幹軸
	赤色	都市活動のエリア		点線	鉄道沿線まちづくり交流軸
拠点	赤い丸	広域都市交流拠点	黄色い丸	「まちなか」にぎわい・交流軸	
	赤い丸	都市生活・交流拠点	青い丸	うるおい環境軸	
	赤い丸	まちなか			
	赤い丸	地域生活拠点			
	赤い丸	産業拠点			
	赤い丸	ふれあい交流拠点			



5 都市づくりの基本方針

都市づくりの基本方針は、都市づくりの基本理念や目標、将来の都市の骨格形成の考え方を受けて、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくために、各種施策の実施に関する基本的な考え方を整理したものです。

具体的には、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災、都市景観の5分野について、概ね10年以内に実施する施策や取組を念頭に置いた都市づくりの基本的な考え方を、都市計画の観点から整理しています。



都市づくりの基本方針の体系

5-1 土地利用の基本方針

<基本的な考え方>

- 原則として住居系・商業系の市街化区域は拡大せず、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した、秩序ある土地利用誘導を推進
- 市街地では都市機能や居住を適切に誘導
- 土地利用制度の見直しやきめ細かなまちづくりによる、地区の特性に応じた良好な市街地環境の創出



<解説>

本市では、良好な市街地の形成と、無秩序な開発の抑制による緑豊かな自然環境の保全を図るため、区域区分制度を引き続き適用します。

また、本格的な人口減少時代の到来を踏まえ、本市の都市活力を維持・創出するため、原則として住居系・商業系市街化区域は拡大せず、工業系市街化区域の拡大は適切かつ柔軟に対応します。

市街地においては、立地適正化計画に基づき、都市機能の誘導や居住の誘導を適切に行うとともに、低・未利用地の利活用を進めます。また、用途地域等の地域地区の再検証に基づく土地利用制度の見直しや、地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進などにより、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境を創出します。

(1) 市街化区域の土地利用の基本方針

○住居系土地利用

■住宅専用地

- ・ 住宅専用地としての良好な住環境を維持しながら、二世帯住宅など、ライフスタイルや居住ニーズの多様化に対応した住宅地の形成を図るため、まちづくりルールの適正な運用を推進します。
- ・ 富士見台住宅団地や広見団地、また中野台団地等は、低層または中高層の住宅専用地として位置付け、周辺環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境を維持します。
- ・ 青葉台小学校南地区など、道路等の都市基盤が十分でない地区においては、現在の住環境や地区コミュニティの維持を図りながら、ゆとりと落ち着きのある良好な住宅地に誘導するため、地区計画によるまちづくりを推進します。
- ・ 住宅地内に存する農地は、市民の生活にうおいを与える効果も期待できることから、保全する農地を明確にするなどして、地域の特性にあわせた住宅地と農地の共生を図ります。



■ 一般住宅地

- ・ 住宅専用地以外の住宅地を一般住宅地として位置付け、住宅以外の施設との共存に配慮しながら、良好な住環境の維持・創出を図るため、規模の大きな集客施設の立地を制限します。
- ・ 住宅地内に存する農地は、市民の生活に「おい」を与える効果も期待できることから、保全する農地を明確にするなどして、地域の特性にあわせた住宅地と農地の共生を図ります。

■ 住工共生型住宅地

- ・ 住工共生型住宅地では、住環境と生活に身近な工場等の操業環境の共生を図ります。

○ 商業・業務系土地利用

■ 中心商業・業務地

- ・ 本市の商業の中心地として、様々な人の交流による賑わいのある商業・業務地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による市街地整備を推進するとともに、地域の特性にあわせた土地の高度利用や地区計画などのまちづくりルールを導入、また官民連携による賑わいイベントの開催など、中心地の価値や魅力を高める取組を促進します。
- ・ 市民の生活に身近な商業・サービス施設や観光客等にも魅力的な個性豊かな施設の集約を進めます。
- ・ 定住人口の増加によるまちの活力向上を図るため、多様なライフスタイルに対応した住宅供給を促進するとともに、安全で快適な生活環境の創出と“歩いて楽しいウォーカブルな”商業・業務地の形成を図るため、商店街をはじめとする「まちなか」空間のユニバーサルデザイン化や高質化を推進します。

■ 地域生活商業地

- ・ 地域生活拠点など、店舗等の商業施設の立地が不十分な傾向にある地域生活商業地においては、地域住民の生活利便性の確保・維持・向上に向けて、地区計画などまちづくりルールに基づきながら、魅力的な商業・サービス施設の立地誘導を推進します。
- ・ 富士見台地区や広見地区では、商店街など既存の商業施設や生活利便施設の集積を活かしながら、地域の生活に身近な商業地としての機能を維持するとともに、既存施設の建替えや更新などの際には、地区計画などまちづくりルールに基づき、魅力的な商業・サービス施設の立地誘導を図ります。
- ・ 入山瀬駅、富士川駅、吉原駅及び岳南富士岡駅周辺では、地域生活拠点として地域住民の生活利便性をより高める魅力的な商業・サービス施設の立地誘導を図るため、地区計画などのまちづくりルールの導入を促進します。

■ 沿道サービス地

- ・ 国道1号や国道139号などの幹線道路沿道については、道路交通便利性を活かした商業・業務施設等が立地する沿道サービス地として、周辺の住宅地等と調和した沿道環境の形成を図ります。

○工業系土地利用

■ 臨海工業地

- ・ 重要港湾である田子の浦港周辺の工業地では、港湾計画に基づき、後背工業地への原材料・製品供給地としての土地利用を維持しながら、物流機能の高度化を促進します。
- ・ 港湾機能との整合を図りながら、本市及び広域の玄関口として、また、海辺の親水空間として、様々な人が交流し賑わう工業地の形成を図ります。
- ・ ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防衛による津波対策を通して、災害に強い土地利用を推進します。

■ 工業専用地

- ・ 田子の浦港の後背工業地など一団の工業地は、工場の集積度が高い工業専用地として、現在の生産機能の維持・向上を図ります。
- ・ 継続的に工場が操業することは、周辺工場の操業環境の確保等につながることから、工場が転出した後の工場跡地については、引き続き工場地としての利用を促進します。
- ・ 「まちなか」周辺に位置する工業地については、産業構造の変化などにより生産機能の更新または転換が図られる際には、周辺環境に配慮しつつ、市全体の観点から適切な機能への更新・転換を促進します。

■ 一般工業地

- ・ 工業専用地の周辺一帯や、市街地の縁辺部等に広がる工業地は、様々な用途・規模の工場が立地する一般工業地として、現在の生産機能の維持・向上を図ります。また、土地利用の混在による工業地としての利用環境の低下を防止するため、規模の大きな集客施設の立地を制限します。
- ・ 「まちなか」及び主要な鉄道駅周辺に位置する工業地については、産業構造の変化などにより生産機能の更新または転換が図られる際には、周辺環境に配慮しつつ、市全体の観点から、適切な機能への更新・転換を促進します。
- ・ 郊外部等に工場が点在している地域では、周辺の住環境や自然環境と共生できる工業地の形成を図りつつ、工場の建替えなど機能の更新が図られる際は、事業者の意向に配慮しながら、工場の集約化等を図ります。

■ 住工共生型工業地

- ・ 住工共生型工業地では、住環境と生産環境が調和した土地利用を目指すとともに、日常生活の利便性と、住環境・工場等の操業環境のバランスを考慮し、規模の大きな集客施設の立地を制限します。
- ・ 工場の建替えなど、工業機能の更新が図られる際は、事業者の意向に配慮しながら、工業地や工業専用地などへの移転誘導を促進します。

■ 流通業務地

- ・新東名高速道路新富士 IC に隣接する第二東名 IC 周辺地区については、本市及び広域の玄関口にふさわしい広域交通利便性を有効活用した流通業務地の形成を図るため、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進するとともに、地区計画などまちづくりルールの適正な運用を推進します。

(2) 誘導区域の土地利用の基本方針

■ 都市機能誘導区域

- ・「まちなか」に位置する富士駅周辺、吉原中央駅・吉原本町駅周辺及び新富士駅周辺、また、公共交通の利便性が高い地域生活の中心地に設定する都市機能誘導区域は、居住者及び市内外からの来街者の利便性向上と賑わい創出による「対流」の活発化を図るため、商業・医療・公共施設等の都市機能を誘導・集約します。

■ 居住誘導区域

- ・都市機能誘導区域周辺をはじめとした生活利便性の高い区域に設定する居住誘導区域は、人口減少下においても持続可能な暮らしを実現するため、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持することにより、一定の人口密度を確保します。

(3) 市街化調整区域の土地利用の基本方針

■ 自然環境保全地

- ・富士山及び愛鷹山の麓に広がる豊かな山林や駿河湾沿岸部の自然地は、良好な自然環境を有しているため、今後も保全していきます。
- ・富士・愛鷹山麓地域内における土地利用事業地等については、適正な土地利用の誘導や森林機能の復元等により、自然環境の保全と創造及び自然の節度ある利用を図ります。
- ・丸火自然公園周辺においては、公益的な森林機能の保全に資する植林により、自然の復元を図るとともに、人と自然との交流を促す自然環境とふれあう場の整備を推進し、自然との共生を図ります。

■ 森林地

- ・岩本山や野田山、新東名高速道路周辺に広がる自然環境保全地以外の山林は、現在の自然環境の維持を基本とした適正な土地利用の誘導を図ります。

■ 農業保全地

- ・農業生産の場である集团的優良農地は、今後も保全していきます。
- ・近年増加傾向にある遊休農地や荒廃農地については、周辺農地の営農環境の悪化や災害発生を抑制するため、農地としての再生や市民農園等としての活用を推進します。

■ 一般農業地

- ・市街地の周辺や既存集落地周辺において、住宅等を介在している農業地は、農地として維持しながら、適正な管理により農地の荒廃防止を図ります。

■ 自然環境共生型住宅地

- ・在来集落として生活圏が形成されている既存集落地や、計画的に開発された住宅地などについては、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、良好な住環境とコミュニティを維持するため、地区計画などのまちづくりルールを導入を促進します。

■ 自然環境共生型業務地

- ・富士山フロント工業団地については、周囲の自然環境との調和・共生に留意し、工場及び流通業務施設等の立地に特化した土地利用の維持・創出を図るため、地区計画制度を適切に運用します。
- ・東名高速道路及び新東名高速道路 IC 周辺については、広域交通結節点に隣接する立地優位性を活かした流通業務地の形成を図るほか、周辺の自然環境との調和・共生や富士山の眺望に配慮しながら、地域振興に寄与する産業施設等の立地を促進します。
- ・浮島工業団地等については、自然環境共生型業務地として、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、流通・生産機能を維持するため、地区計画などのまちづくりルールを導入を促進します。

■ 秩序ある都市的土地利用の実現

- ・既存集落地の住環境や既存工業地の操業環境の維持・向上を図るため、周辺環境との調和や周辺の市街化を促進するおそれがないこと等への配慮のもと、地区計画制度や市街化調整区域の立地基準の運用による計画的な土地利用を図ります。
- ・市街化区域においては、一団の工業用地が不足していることから、市街化調整区域の立地基準等の都市計画のルールに基づき、新たな用地の確保を検討します。
- ・公共公益施設等の跡地については、都市計画のルールに基づき、周辺環境と調和した適正な利用を図ります。
- ・観光資源を活用した土地利用については、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を踏まえ、良好な自然環境や景観に配慮し、都市計画のルールに基づく計画的な誘導を図ります。

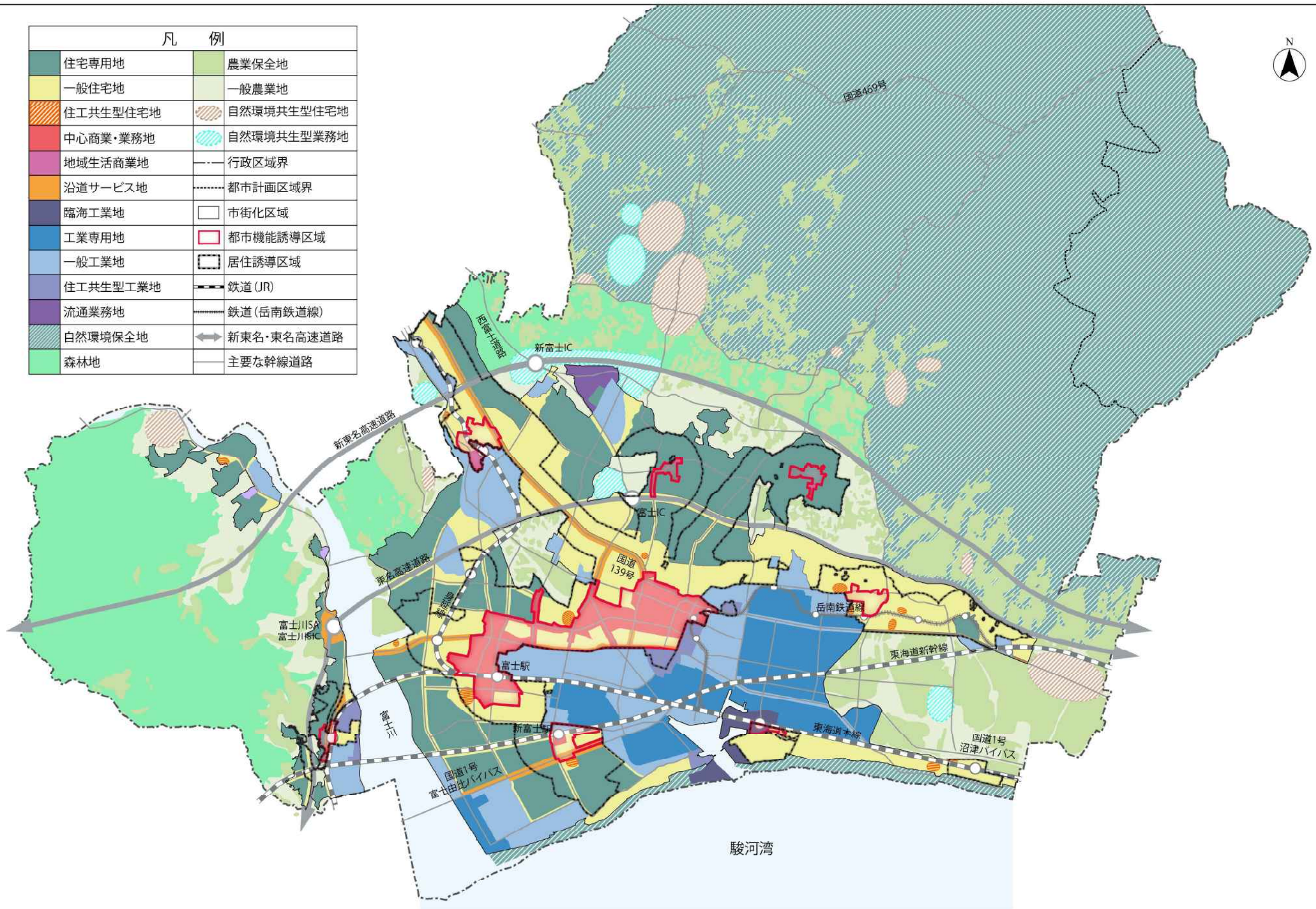
(4) 都市計画区域外の土地利用の基本方針

■ 自然環境保全地

- ・富士山及び愛鷹山の山頂から広がる自然地や豊かな山林は、良好な自然環境を有しているため、今後も保全していきます。

土地利用の基本方針図

凡 例			
	住宅専用地		農業保全地
	一般住宅地		一般農業地
	住工共生型住宅地		自然環境共生型住宅地
	中心商業・業務地		自然環境共生型業務地
	地域生活商業地		行政区境界
	沿道サービス地		都市計画区域界
	臨海工業地		市街化区域
	工業専用地		都市機能誘導区域
	一般工業地		居住誘導区域
	住工共生型工業地		鉄道(JR)
	流通業務地		鉄道(岳南鉄道線)
	自然環境保全地		新東名・東名高速道路
	森林地		主要な幹線道路



5-2 都市交通の基本方針

<基本的な考え方>

- 過度に自動車に依存しない都市交通体系の構築
- 公共交通サービスの有機的な連携による、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境の創出と新たな公共交通サービスの導入
- 道路等交通施設の整備、維持管理及び見直しの推進



<解説>

本市では、道路や鉄道などの既存の交通基盤を有効に活用するとともに、自動車交通や公共交通などの交通需要の適正な管理を行い、過度に自動車に依存しないで移動できる都市交通体系を構築します。

誰もが安全・安心・快適に利用できる多様な公共交通環境を創出するため、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通サービスの有機的な連携と、利用環境の高度化を進めます。また、MaaS や高齢者の移動支援など、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を進めます。

また、生活や交流など、様々な都市活動を支える道路については、道路の段階構成に応じた交通機能のほか、産業振興・防災対策や快適な生活空間の創出など、道路の多面的な機能が発揮されるよう計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、長期未着手となっている都市計画道路については、道路の必要性の再検証に基づく見直しを推進します。

(1) 公共交通体系の基本方針

鉄道やバスなど、既存の公共交通の利用環境の維持・向上を図るため、広域都市交流拠点、都市生活・交流拠点、地域生活拠点などの交通結節点において、安全性と乗り換え利便性を高める整備を進めます。

将来を見据えた持続可能でスマートな地域公共交通の実現に向け、ICT 等の活用や新たな公共交通サービスを導入するとともに、自動車交通から公共交通への利用転換を促進する取組を行います。

■ 鉄道

- ・ 東海道新幹線、東海道本線及び身延線については、適正な維持管理等について事業者働きかけていくとともに、鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性の維持・向上や、駅舎のバリアフリー化を進めます。
- ・ 岳南鉄道線については、地域生活を支える重要な鉄道路線として、バスとの乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、事業者、市民及び行政の協働により、富士市の魅力発信の場・交流の場など、利用活性化を推進します。

■ バス

- ・ 路線バスや市内循環バスは、利用者の需要動向を踏まえた上で、その維持に努めるとともに、公共交通サービスの増進を図るため、路線の新規運行・再編などを促進します。

- 安全・便利なバス利用環境を創出するため、待合施設の高度化やノンステップバスの導入を促進します。
- 新富士駅周辺広域都市交流拠点や、富士駅周辺及び吉原中央駅・吉原本町駅周辺都市生活・交流拠点は本市のバス交通のターミナル拠点として、また富士見台、広見、入山瀬駅、吉原駅、富士川駅及び岳南富士岡駅周辺地域生活拠点は「まちなか」と郊外とを結ぶバス交通の乗り換え拠点として、路線網及び運行頻度等の最適化や待合施設の高度化等を促進します。
- 富士駅、吉原中央駅及び新富士駅を結ぶ循環バスは、現在の路線を維持するとともに、利便性の向上を図ります。

■ タクシー

- ドア to ドアを実現するタクシーを、本市における重要な公共交通機関として位置付け、バス等の公共交通との共存、利用サービスの多様化による利便性向上を促進します。

■ 新たな公共交通施策

- 鉄道及び路線バス等の公共交通の利便性が低い地域においては、地域特性や公共交通に対する利用者の需要動向などを十分に勘案し、地域との協働によるコミュニティバスやデマンドタクシー等の柔軟な公共交通サービスの提供を推進します。
- 「まちなか」における交通軸の強化を図るため、「まちなか」において各拠点を連絡する交通手段を確保します。特に富士駅と新富士駅の連携を強化する利便性の高い公共交通軸を形成するため、自動運転等の新交通・新技術の活用を検討します。
- ICT 等を活用した利用環境の整備を促進するとともに、MaaS や自動運転など新たな公共交通サービスの導入を促進します。
- 公共交通を身近に体験できるイベント等を通して、過度に自動車に頼ることなく、鉄道・バス・自転車などを適度に利用するよう、市民の自発的な意識転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。

(2) 道路交通体系の基本方針

都市計画道路は、将来の都市構造、土地利用及び交通需要に基づいて適切に配置し、自動車・自転車・歩行者の安全・円滑な交通環境等に寄与する整備を推進します。

また、整備済みの道路については施設の長寿命化を推進します。整備が長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、道路の必要性再検証等を通して見直し等を推進します。

■ 高規格幹線道路

- 国土軸を形成する東名高速道路及び新東名高速道路については、適正な維持管理に努めます。

■ 主要幹線道路

- 隣接都市との円滑な移動を可能にする骨格的な幹線道路の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。



■ 幹線道路

- ・ 主要幹線道路を補完し、隣接都市及び市内の円滑な移動を可能にする都市計画道路等の幹線道路の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

■ 補助幹線道路

- ・ 幹線道路を補完し、市内の円滑な移動を可能にする都市計画道路等の補助幹線道路の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

■ 生活道路

- ・ 日常生活の利便性や、災害時の安全性を向上させる生活道路の整備を推進します。
- ・ 消防・救急活動の円滑化や、日照、通風の確保といった住環境の改善のため、市民の理解と協力を得て、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

(3) 自転車・歩行者空間の整備方針

- ・ 環境負荷の低減及び健康づくりの視点から、歩行者や自転車に配慮した交通体系の構築を図るとともに、公共交通機関、次世代自動車などの環境への負荷が少ない交通手段への切り替えを促進します。
- ・ 市民や観光客等、様々な人が訪れる「まちなか」では、賑わいづくりとあわせて徒歩と自転車の移動の安全性・回遊性の向上を図り、「歩いて楽しいまちなかまちづくりを進めます。
- ・ 徒歩や自転車による市内の移動や散策が安全・快適に行えるよう、河川・水路や歴史・文化資源などを連携する、歩行者・自転車の交通ネットワークの形成を図ります。
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を目指し、段差の解消、交通安全施設及び街路灯などの整備を推進します。
- ・ 歩行者の安全を確保するため、通学路を中心として歩行者と自転車が分離された道路整備を推進します。

(4) その他の交通施設の整備方針

公共交通の利用促進と、自動車や自転車からの公共交通への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、主要な交通結節点において、駅前広場や自動車駐車場・自転車駐車場の整備等を推進します。

また、本市の海の玄関口である田子の浦港については、陸上交通と海上交通の結節点としての機能の向上を促進します。

■ 駅前広場

- ・ 交通結節点として機能する鉄道駅については、駅へのアクセス性と、他の交通機関への乗り継ぎ利便性の向上を図るため、駅の利用状況を踏まえながら、計画的に駅前広場の整備を推進します。
- ・ 富士駅及び新富士駅については、本市または広域の玄関口としての交通結節性を高めるため、駅前広場の機能拡充を推進します。




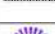



■自動車駐車場・自転車駐車場

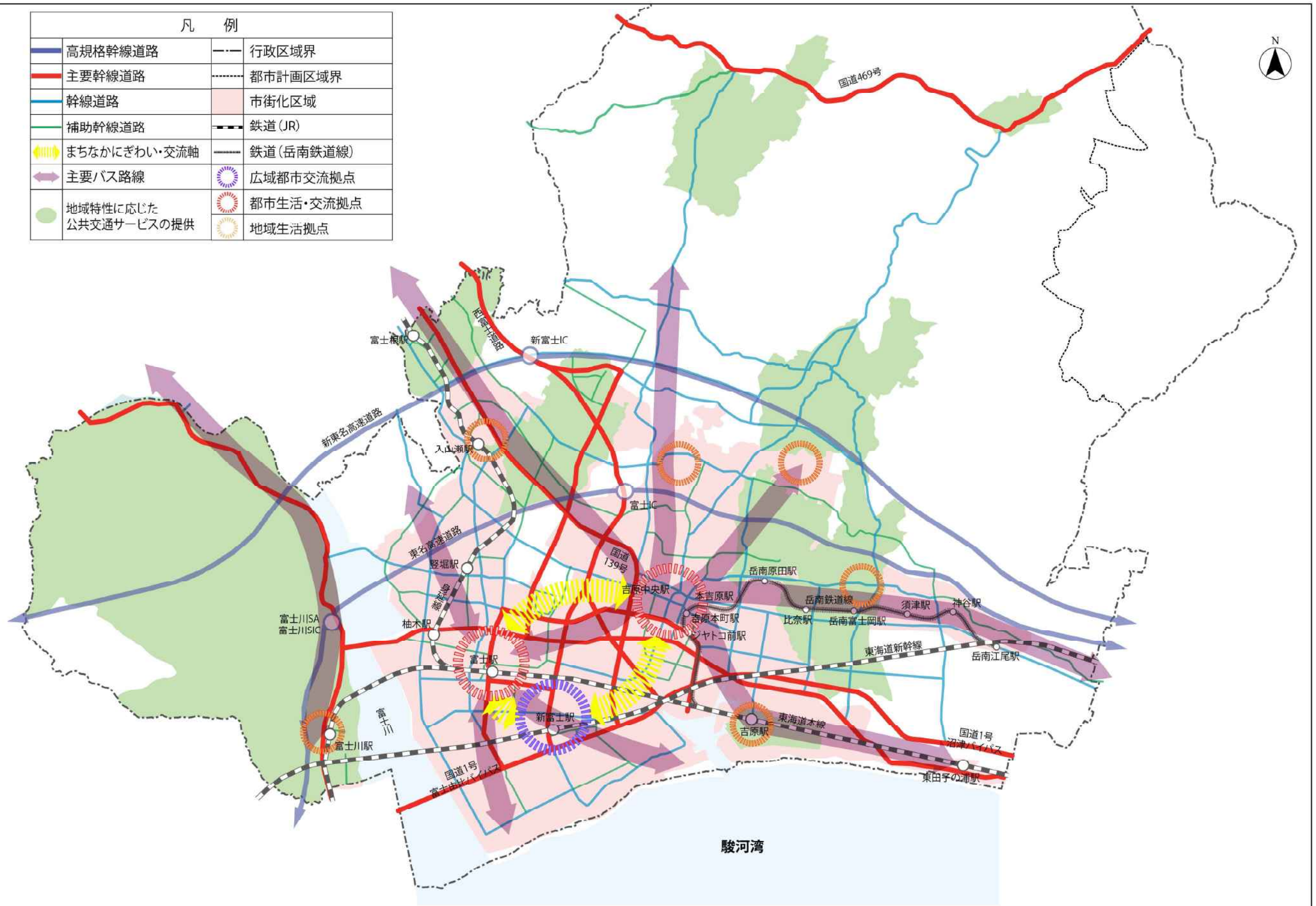
- ・「まちなか」や幹線道路において自動車による交通渋滞を緩和するとともに、公共交通の利用促進・乗り継ぎ利便性の向上を図るため、主要な交通結節点において自動車駐車場を整備・確保するなど、パーク&ライド環境の充実化を検討します。
- ・公共交通と自転車交通の利用促進・乗り継ぎ利便性の向上を図るため、主要な交通結節点において自転車駐車場を整備・確保するなど、サイクル&ライド、サイクル&バスライド環境の充実を図ります。

■港湾

- ・本市の海の玄関口であり、陸上交通と海上交通の結節点である田子の浦港については、物流機能の強化に加え、市街地からのアクセス性の向上等を図ります。

都市交通の基本方針図

凡 例	
 高規格幹線道路	 行政区域界
 主要幹線道路	 都市計画区域界
 幹線道路	 市街化区域
 補助幹線道路	 鉄道 (JR)
 まちなかにぎわい・交流軸	 鉄道 (岳南鉄道線)
 主要バス路線	 広域都市交流拠点
 地域特性に応じた公共交通サービスの提供	 都市生活・交流拠点
	 地域生活拠点



5-3 都市環境の基本方針

<基本的な考え方>

- 豊かな水・緑の保全と活用による自然環境と調和・共生した都市環境の維持・創出
- 公園の整備、維持管理及び見直しの推進
- 安全・安心で快適な生活環境の創出
- 地球にやさしい脱炭素・資源循環型都市の形成



<解説>

本市では、富士山やその裾野に広がる山林、富士川や潤井川、市内各所から湧き出る湧水など、本市が誇る豊かな水・緑の自然資源の保全と有効活用を図り、自然環境と調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。

市民や地域住民の憩いの場・交流の場となる公園については、公園の機能・役割に応じた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、長期未着手となっている都市計画公園については、公園の必要性の再検証に基づく見直しを推進します。

安全・安心な生活環境の創出を図るため、空き家の発生予防や利活用等の対策、また環境施設の整備・充実を図ります。

市民・事業者・行政の協働によって、過度に自動車に依存しないで生活できる都市づくりに取り組むほか、豊かな自然環境の保全及び公共・民間施設の積極的な緑化の推進・促進等を図ることによって、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図り、地球にやさしい脱炭素の都市の形成を推進します。

(1) 水・緑の環境整備とネットワーク化

○都市の骨格となる自然環境の保全と管理

- ・ 富士山や愛鷹山の斜面に広がる森林を適正に保全・管理し、水源涵養機能の保全を図ります。

○都市公園等

- ・ 個々の公園施設の価値や重要性を検証した上で、目標とすべき管理水準に応じた既存公園施設の長寿命化と計画的な再整備を推進します。
- ・ 長期間整備が進められていない都市計画公園については、計画区域の土地利用の状況、市民ニーズを踏まえつつ、都市計画の変更や整備方針の見直し、整備順序の検討を進めます。

■住区基幹公園

- ・ 生活に身近な憩いの場として、吉原公園の再整備を推進します。

■都市基幹公園

- 地域の個性や特性を活かした総合公園として、比奈公園の整備を推進します。
- 市民がより快適で心の安らぎが感じられる総合公園として、広見公園の再整備を推進します。
- 富士総合運動公園は運動公園として機能の維持・向上を図るとともに、富士市総合体育館については、市民のスポーツ環境や交流の場として整備・保全を図ります。

■その他の公園等

- 広域公園として、富士山こどもの国の整備・活用を促進します。

○緑地

■緑地・緑道

- 富士川緑地は、利用者等の意見を反映した再整備により、利便性の向上やスポーツ観光・交流の促進を図り、市民の憩いの場となる緑地空間を形成します。
- 入山瀬緑地（富士西公園）は、環境・防災面に加え、地域住民のレクリエーションの場等としての機能の保全を図ります。
- 富士緑道は、都市の美観を保全し、快適な通行や災害時の避難路としての機能を確保できるよう、適切な維持管理を図ります。

■生活に身近な緑地

- 生活に身近な緑の保全・創出及び透水面の確保を図るため、市街地内の農地の保全や宅地における緑化などグリーンインフラの取組を推進します。
- 市民農園等における農とのふれあいなど、生活に身近な緑地空間の活用を図ります。

○水資源・水辺空間

- 富士山麓を源とする河川や、今泉・原田・吉永地区などにみられる湧水は、本市が誇る財産として保全するとともに、豊かな水量を維持するための取組を行います。
- 地下水脈に十分留意し、産業活動における地下水の利用が将来にわたり適正な使用量となるよう規制、誘導していきます。
- 田子の浦港や海岸線などの海の魅力を活かすとともに、海辺の回復に努めます。

○水と緑のネットワーク

- 富士山から駿河湾へ水が流れ、駿河湾から富士山への風の通り道にもなっている富士川、潤井川、沼川及び富士早川などの河川沿いでは、緑の保全・回復を推進します。
- 岩本山、富士川緑地、中央公園、浮島沼、湧水地、かりがね堤及び田子の浦港などは、地域の個性を活かした個性豊かな水と緑の拠点として、保全または整備を推進します。
- 市街地内の緑地空間及び点在する歴史・文化資源を取り込んだ、うるおいのある歩行者・自転車交通ネットワークの形成を推進します。



(2) 良好な市街地環境の創出

○空き家対策

- ・ 適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしたり資産価値の低下につながることから、空き家の発生予防に取り組むとともに、民間団体などとの連携による空き家の利活用を促進します。

○安全・快適・衛生的な住環境の創出

- ・ 既存の地域コミュニティを活かし、普段から互いに支えあう体制づくりを推進するとともに、地域の防犯機能を高め、犯罪のない、安心して生活できる地域づくりを推進します。
- ・ 誰もが快適に暮らすことができるよう、ゆとりある質の高い居住空間の形成を図ります。
- ・ 地区の実状に応じた良好な住環境を形成するため、地区計画や申し合わせ、建築協定などのきめ細かな地域のルールづくりを促進します。
- ・ 汚水処理は、「富士市生活排水処理長期計画」に基づき、将来に渡り持続可能なシステムの構築を目指すとともに、施設の早期概成及び公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に努めます。
- ・ 集合処理区域（公共下水道事業）では、継続的かつ安定的な運営を行うため「経営戦略プラン」に基づき事業を実施します。
- ・ 個別処理区域（浄化槽処理促進区域）では、みなし浄化槽等から浄化槽への転換及び浄化槽の適切な維持管理に対する、指導や経済的支援を実施することで汚水処理事業への理解と協力を促します。

序章

1章

第2章

全体構想

3章

4章

5章

資料

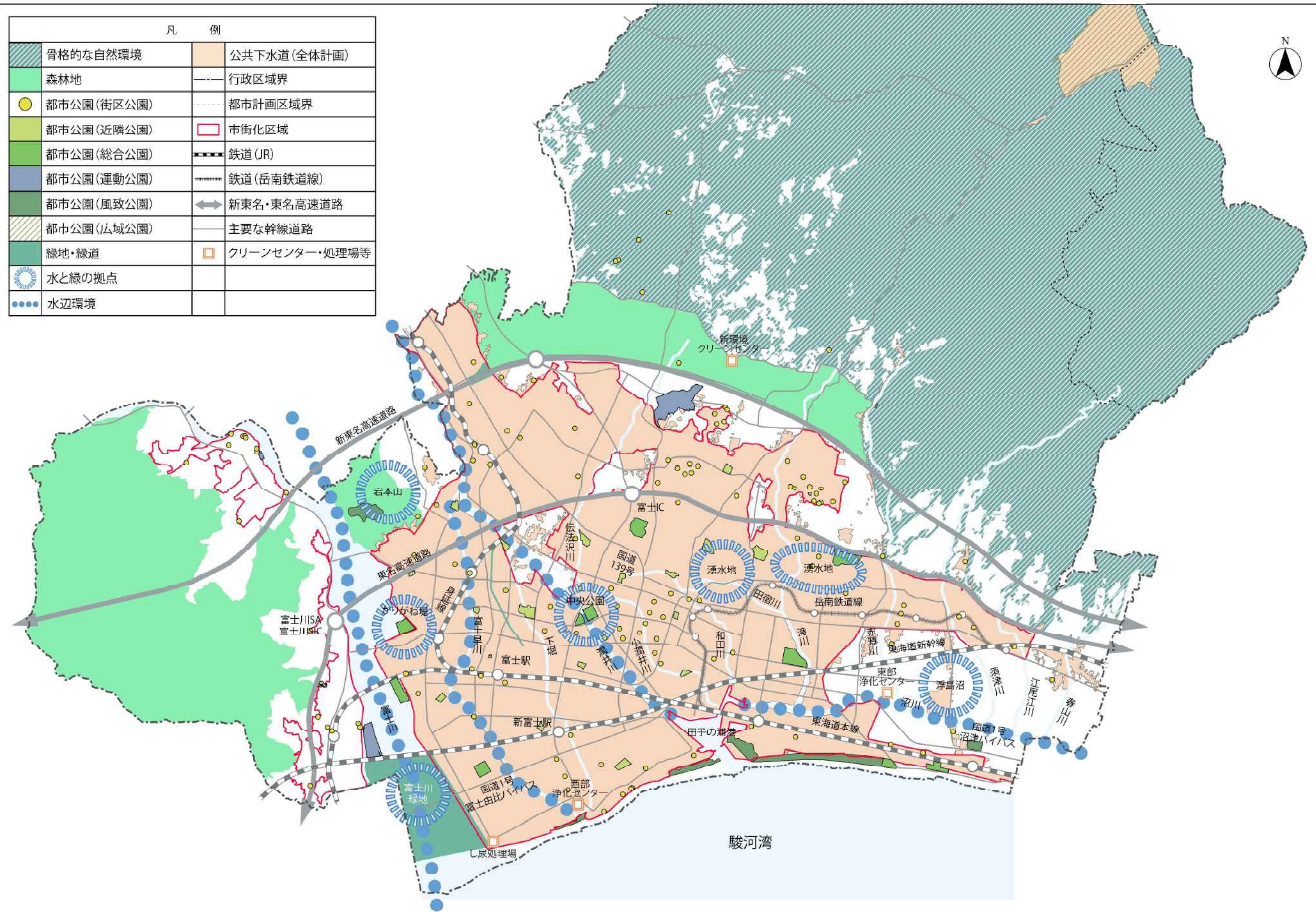
都市づくりの基本方針

(3) 資源循環型社会の形成と脱炭素化の促進

- 都市のコンパクト化やゆとりと賑わいのあるウォークアブルな空間の形成等により、車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の脱炭素化及び利用促進により、脱炭素型都市の形成を促進します。
- 地球温暖化防止のため、徒歩や自転車、公共交通の利用を促進するとともに、太陽光やバイオマス等の新エネルギーの活用を促進します。
- 森林などの豊かな緑を適切に保全・管理するとともに、木材の供給源としての利活用を推進します。
- 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用・再生利用を図る 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を促進します。
- 公共施設などの業務ビル等においては、ESCO 事業の活用により徹底した省エネを進めるとともに、省エネ性能やレジリエンスの向上を図るため、更新・改修時には再生・蓄エネルギー設備を導入した ZEB 化を推進します。
- 健康で快適な住まいの確保に寄与する住宅・建築物の省エネ性能等の向上を図るため、省エネルギー基準への適合を促進するとともに、ZEH の普及を支援します。
- 新環境クリーンセンターの適切な運用と維持管理を図るとともに、環境学習の場などとしての活用を推進します。

都市環境の基本方針図

凡 例			
	骨格的な自然環境		公共下水道(全体計画)
	森林地		行政区域界
	都市公園(街区公園)		都市計画区域界
	都市公園(近隣公園)		市街化区域
	都市公園(総合公園)		鉄道(JR)
	都市公園(運動公園)		鉄道(岳南鉄道線)
	都市公園(風致公園)		新東名・東名高速道路
	都市公園(広域公園)		主要な幹線道路
	緑地・緑道		クリーンセンター・処理場等
	水と緑の拠点		
	水辺環境		



5-4 都市防災の基本方針

<基本的な考え方>

- 防災と減災の観点からの災害に強い都市づくり
- 事前復興を通じた、市民・事業者・行政の意識の共有化



<解説>

かけがえない市民の生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、地域防災計画との連携により都市の防災性を高めるとともに、国土強靱化地域計画との連携により、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。

また、大規模自然災害により甚大な被害が発生した場合に、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、目指す将来都市構造は本プランを踏襲するものとし、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「事前復興」の取組を推進します。

(1) 防災施設整備の基本方針

○地震・津波に対する備え

- ・ 国や県と連携し、建築物等の耐震化及び危険なブロック塀等の撤去並びにかき・さくの設置を促進します。
- ・ 店舗や工場等については、買い物客や従業員等を守るため、耐震性に加えて、事業者の理解・協力のもと、建築物の更新等に合わせた緑地やオープンスペースの確保を促進します。
- ・ 上下水道などのライフラインが、地震により機能停止することを防ぐため、効率的かつ効果的な耐震化対策を推進します。
- ・ 「富士市津波避難行動計画」に基づく避難訓練の実施などソフト対策により、地域防災力の向上を促進するとともに、田子の浦港中央航路護岸の老朽化対策等のハード対策を推進し、ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による総合的な津波対策を推進します。
- ・ 防災拠点や広域避難地等をつなぐ緊急輸送路については、災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう整備するとともに、「富士市無電柱化推進計画」に基づく電線類の地中化を推進し、災害に強い道路空間の確保を図ります。
- ・ 避難シミュレーションなどを活用して、効果的な津波避難施設配置の検討・整備を推進するとともに、津波避難ビルに指定した民間の中高層建築物や津波避難タワーの周知を図り、地区住民等への避難啓発を推進します。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、応急仮設住宅を確保する体制の充実を図ります。

○風水害に対する備え

- 急激な降雨による雨水の表層流出の防止を図るため、富士山・愛鷹山の裾野に広がる森林、樹林地、農地、市街地縁辺部の二次林等の復元・保全等に努めるとともに、防災・減災をはじめとした多様な機能を備えたグリーンインフラの活用や宅地における雨水浸透施設の整備を促進します。
- 台風や集中豪雨などに起因する土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害防止施設の整備とともに、危険性の周知や警戒避難体制の整備によるハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進します。
- 災害の防止や環境の保全を図るため、土砂等による土地の埋立て、盛土等に対して、関係法令に基づく適正な指導を行います。
- 台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、河川改修を推進するとともに、排水機場における排水能力の向上を図ります。また、富士川及びその水系（和田川・小瀬井川・伝法沢川・江尾江川等）においては、幅広い関係者が流域全体で行う流域治水の取組を進めます。
- 高潮による被害を軽減するため、防潮堤や防潮林として機能する駿河湾に面した緑地の整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。

○火災に対する備え

- 道路、公園、緑地、河川等の公共空間を活用した延焼遮断空間の形成を図ります。
- 道路等都市基盤が不足し、木造住宅が多く立地している密集住宅地などについては、火災による住宅地の延焼拡大を防止するため、地域の実情を勘案しながら、市街地開発事業や道路・公園等の整備を検討します。



(2) 防災意識の啓発の取組に関する基本方針

- ・ 富士市防災マップなどを活用し、地震や津波、浸水や土砂災害等の危険性が高い地域や、万一の災害時における避難方法などに関する情報提供及び意識啓発を図ります。また、避難所等の公共建築物の安全性を確保するため、災害の危険性が低い場所への立地を推進します。
- ・ 平時から市民一人ひとりが災害に対する危機意識を持ち、災害直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地区防災会議や学校教育等の場を通して意識啓発を図り、地域の防災力を高めます。
- ・ 工場等については、耐震性、緑地・オープンスペースの確保を促進するとともに、大規模災害に伴う生産停止などの影響の軽減を図るため、事業継続計画の策定などの取組を促進します。
- ・ 大規模な地震直後の延焼火災など、二次災害の発生防止対策の推進などについて、事業者への協力を呼びかけていきます。
- ・ 市民や観光客が多く集まる場所については、災害情報や避難先、避難方法などについての情報を提供する場として活用します。特に海岸に近い富士川緑地については、余暇等を楽しむ市民や利用者等に対して、津波からの迅速な避難行動がとれるよう避難誘導対策を推進します。
- ・ 津波避難対象区域においては、津波による犠牲者ゼロを目指して、地震発生後の迅速な避難ができるよう避難場所及び避難経路を定めた津波避難計画を市民等と協働で更新し、意識啓発を図ります。
- ・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する、地域防災計画に記載された要配慮者利用施設での犠牲者ゼロを目指して、施設利用者が迅速に避難できるよう、避難場所及び避難経路を定めた避難確保計画の策定と避難訓練を実施します。

序章

1章

第2章

全体構想

3章

4章

5章

資料

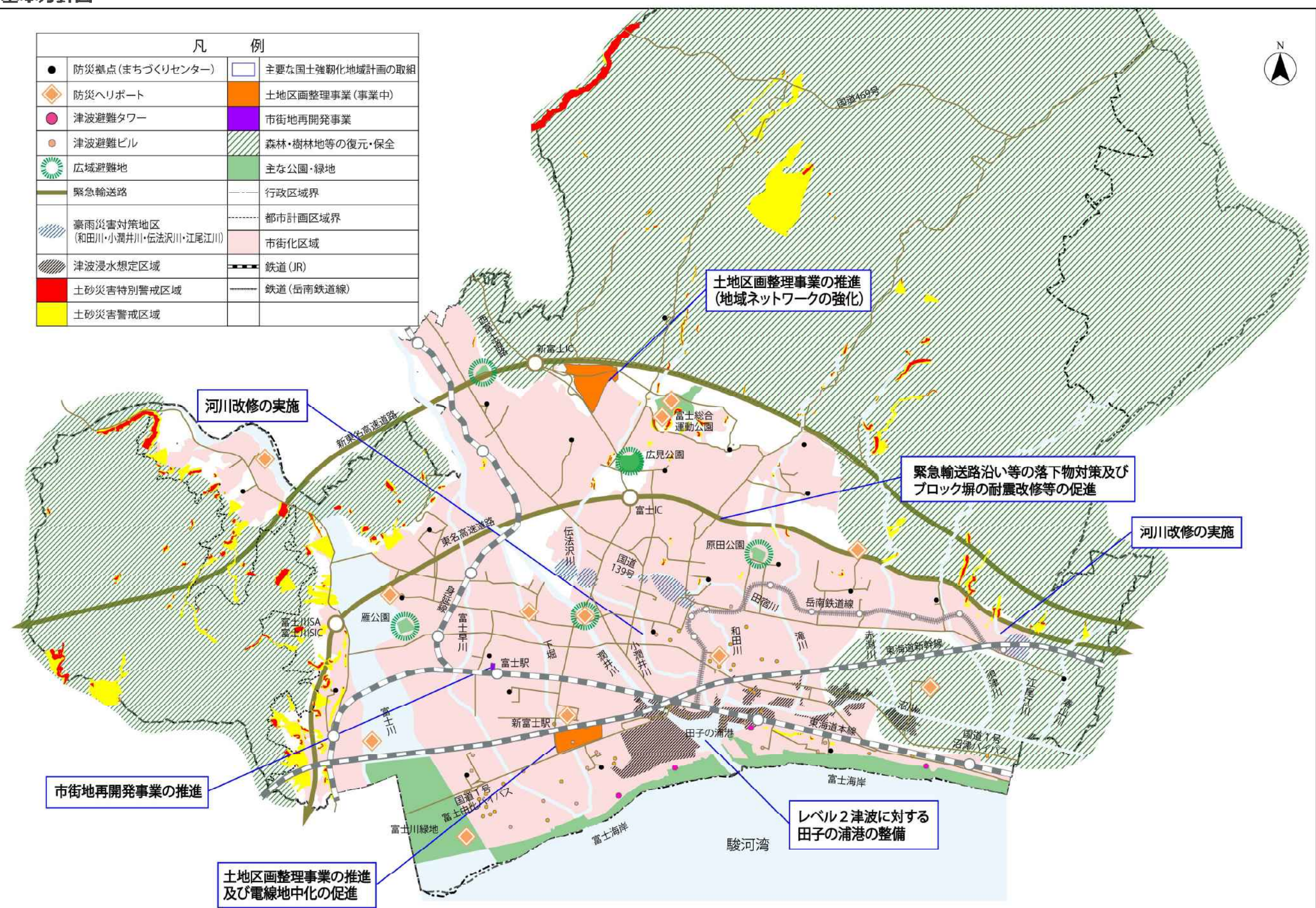
都市づくりの基本方針

(3) 市民や事業者との協働による事前復興等の取組に関する基本方針

- 「富士市地域防災計画」や「富士市国土強靱化地域計画」に基づき、「富士市事前都市復興計画」を見直すとともに、市民・事業者・行政における共有化を推進します。
- 南海トラフ地震など発生が予想される災害に対しては、事前復興の取組を通して市民・事業者・行政の危機認識の共有化と、まちの将来像の合意形成を図ることによって、防災まちづくりにつなげていきます。
- 復興まちづくり訓練等を通じて、地域ごとに被災後の復興まちづくりを検討する組織づくりを推進します。また、避難を要する災害と感染症などが同時発生する状況に対応するため、在宅避難や分散避難などの多様な避難方法の周知を図るとともに、指定避難所におけるスペースの確保など、避難所の在り方について検討します。

都市防災の基本方針図

凡 例	
● 防災拠点(まちづくりセンター)	□ 主要な国土強靱化地域計画の取組
◇ 防災ヘリポート	■ 土地区画整理事業(事業中)
● 津波避難タワー	■ 市街地再開発事業
● 津波避難ビル	■ 森林・樹林地等の復元・保全
◎ 広域避難地	■ 主な公園・緑地
— 緊急輸送路	— 行政区域界
■ 豪雨災害対策地区 (和田川・小淵井川・伝法沢川・江尾江川)	— 都市計画区域界
■ 津波浸水想定区域	■ 市街化区域
■ 土砂災害特別警戒区域	— 鉄道(JR)
■ 土砂災害警戒区域	— 鉄道(岳南鉄道線)



5-5 都市景観の基本方針

<基本的な考え方>

- 富士山の眺望を守り、活かす、本市の魅力をもつ総合的な景観形成



<解説>

本市では、「富士市景観形成基本計画」及び「富士市景観計画」に基づき、本市の魅力を最大限にアピールするとともに、市民生活の豊かさや、市民・観光客等による賑わいを演出するため、総合的な景観保全・景観形成の取組を推進します。

また、世界に誇る富士山が、いつまでも世界文化遺産にふさわしい山であり続けるために、富士山の素晴らしい景観の保全に努めます。

(1) まちのシンボルとなる景観の保全・形成

○富士山や富士山の麓に広がる市街地等の眺望景観の保全・形成

- ・ 山・まち・海の地形の連続性を活かし、富士山や愛鷹山、駿河湾を望む眺望軸や眺望点を形成するとともに、これらの良好な眺望景観を保全・形成するため、開発等の適切な規制・誘導を推進します。
- ・ 富士山の眺望に配慮した良好な道路景観の形成を図るため、街路樹の計画的な植栽や広告物等、道路沿道構造物のデザイン及び色彩に配慮したまちづくりを推進します。
- ・ 富士川SAや岩本山などは、富士山の絶好の眺望ポイントとして、また富士山麓の市街地を見下ろす素晴らしい夜景スポットとして今後も保全していきます。

○富士市の顔となる景観の形成

- ・ 富士駅周辺、新富士駅周辺及び中央公園周辺など、多くの市民や観光客が訪れる「まちなか」や、高速道路のIC周辺や田子の浦港周辺などの交通拠点などでは、建築物や屋外広告物等の適正な誘導などを通して、富士山の眺望に配慮した市街地の景観形成を図ります。
- ・ 多くの市民が訪れる富士駅周辺では、風格と賑わいのある、本市の「顔」としてふさわしいまちなみ景観を形成するため、公益施設等の高質化を図ります。
- ・ 自然環境やまちなみと調和した景観重要公共施設の整備を進めるとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等に取り組みます。

○質の高い公共施設景観の形成

- 景観重要公共施設である市道臨港富士線（青葉通り）や市道本市場大淵線などの道路、中央公園や岩本山公園などの公園、富士川及び潤井川の河川は、本市のシンボルとしての良好な景観形成を図るため、構造、形態、色彩などに配慮した整備・改修を推進します。
- ふじさんめっせや富士市交流プラザ、道の駅富士川楽座等は、多くの市民や観光客に、歴史・文化・物産などの本市の魅力を伝える重要な建造物であることから、市民や来街者の目を引く魅力的な景観形成を図るため、デザインの高質化、緑化及び修景など、適正な維持管理に努めます。



(2) 魅力的なまちなみ景観の保全・形成

○緑豊かな住宅地景観の形成

- ・住宅地内の緑化の推進や緑地の保全を図り、ゆとりとうるおいのある住宅地景観を形成するため、地区計画などのまちづくりルールの導入を促進します。

○賑わいのある商業・業務地景観の形成

- ・楽しさ・賑わいがある商店街の景観づくりを進めるため、地域の個性を商店街のまちなみに取り入れるとともに、広告物等の規制・誘導を推進します。
- ・富士駅前商店街では、健康をテーマとしたイメージ展開に調和する、賑わいのある商業・業務地景観の形成を図るため、道路の緑化や建築物の形態意匠の規制・誘導等を推進します。
- ・吉原商店街では、東海道吉原宿の歴史の継承・風情の再生に沿った賑わいのある商業・業務地景観の形成を図るため、道路の緑化や建築物の形態意匠の規制・誘導等を推進します。
- ・新富士駅周辺や富士市役所周辺等の商業・業務地では、良好な景観の創出を図るため、道路の緑化や電線類の地中化、また建築物の形態意匠の規制・誘導等を推進します。

○親しみの持てる工業地景観の形成

- ・田子の浦港周辺の工業地の景観は本市の特徴であることから、まちと工業地が調和した、先進的な景観を創出するため、工場の緑化及び煙突等構造物の形態や色彩に配慮した整備を促進します。
- ・富士山麓に位置する富士山フロント工業団地や、田園地帯に位置する浮島工業団地などでは、周辺の緑豊かな環境と調和した工業地景観を形成します。
- ・本市の特徴的な地域資源として定着している工場夜景を活かし、ものづくりのまち富士のPRと観光交流の促進を図ります。

○地域の景観と調和した屋外広告物の誘導

- ・富士駅前地区、新富士駅周辺地区、富士見台住宅団地地区、第二東名IC周辺地区、富士山フロント工業団地地区など本市の拠点形成する地区のほか、青葉台小学校南地区や岩松北小学校周辺地区、中央公園周辺地区、青葉通りや富士見大通りなどの主要な道路の沿道は、独自の上乗せ基準を定めた「景観形成型広告整備地区」として、地域の景観と調和した屋外広告物の適正な誘導を図ります。

○幹線道路等の道路・沿道景観の形成

- ・魅力ある道路・沿道景観を形成するため、沿道土地利用の適正な規制・誘導を推進します。

(3) 自然・風土・歴史的な景観の保全・形成

○自然的景観の保全・形成

- ・ 富士・愛鷹山麓及び富士川背後の丘陵地等の森林、また富士川や海岸線などは、都市に憩いとやすらぎをもたらす重要な自然景観であるとともに市街地の美しい背景であることから、積極的に景観保全を図ります。
- ・ 富士山麓の茶畑や営農風景など、農地の良好な景観を今後も保全・形成していきます。また、大淵笹場については、魅力的な景観を活かした交流の場となるよう、良好な景観を保全していきます。

○水と親しむ景観の創出

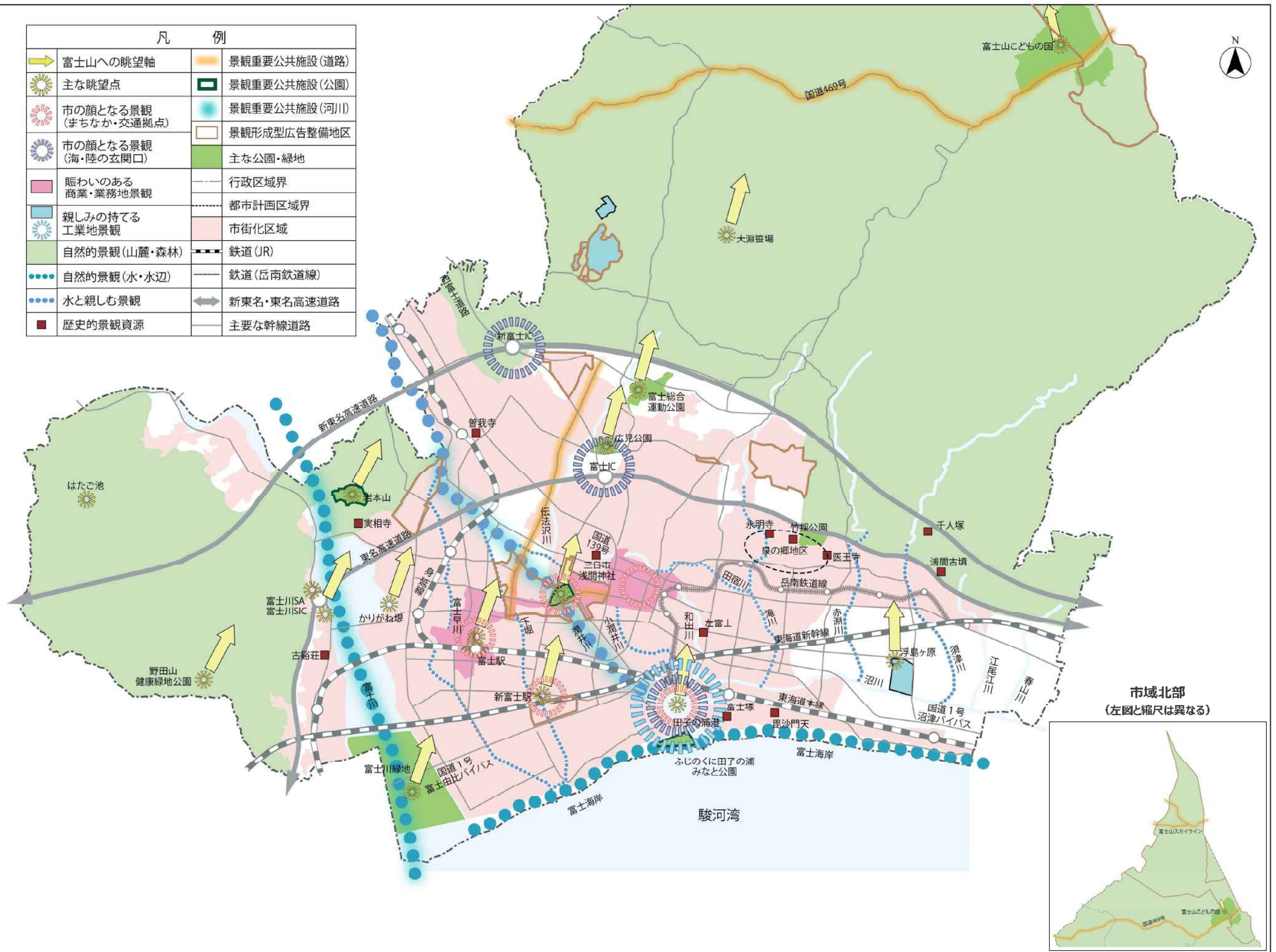
- ・ 市民の大切な資産である潤井川や田宿川などの河川や、水辺や湧水のある市内東部地区などでは、周辺環境と調和したうるおいのある水辺景観の形成を図るため、水と共生できる積極的な親水化を推進します。
- ・ 富士川緑地などでは、富士山の雄大な眺望を維持しながら、水や緑と親しむことができる、周辺の自然と一体となった景観の保全・形成を図ります。

○歴史的景観の保全

- ・ 竹採公園周辺、古谿荘、実相寺、毘沙門天など、富士山や旧東海道に関する旧跡、由緒ある神社・仏閣などの歴史的景観資源は、地域の財産として次代へ継承していけるよう、積極的な保全・修復に努めます。

都市景観の基本方針図

凡 例			
	富士山への眺望軸		景観重要公共施設(道路)
	主な眺望点		景観重要公共施設(公園)
	市の顔となる景観 (まちなか・交通拠点)		景観重要公共施設(河川)
	市の顔となる景観 (海・陸の玄関口)		景観形成型広告整備地区
	賑わいのある 商業・業務地景観		主な公園・緑地
	親しみの持てる 工業地景観		行政区境界
	自然的景観(山麓・森林)		都市計画区域界
	自然的景観(水・水辺)		市街化区域
	水と親しむ景観		鉄道(JR)
	歴史的景観資源		鉄道(丘南鉄道線)
			新東名・東名高速道路
			主要な幹線道路



市域北部
(左図と縮尺は異なる)

